

令和 5 年

上尾市議会 6 月定例会議案

概 要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第40号	上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第41号	上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議案第42号	上尾市スポーツ健康都市推進会議条例の制定について……………	3
議案第43号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第44号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第45号	上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例の制定について……………	6
議案第46号	上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第47号	工事請負契約の締結について……………	8
議案第48号	財産の取得について……………	9
議案第49号	財産の取得について……………	10
議案第50号	財産の取得について……………	11
議案第51号	専決処分の承認を求めることについて……………	12
議案第52号	専決処分の承認を求めることについて……………	13
議案第53号	専決処分の承認を求めることについて……………	14
議案第54号	専決処分の承認を求めることについて……………	15

議案第40号

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(健康福祉部障害福祉課)

1 提案理由 難聴児補聴器購入費助成金の交付に関する事務について、助成対象を拡大するもの

2 内容 本市において個人番号を独自に利用する難聴児補聴器購入費助成金の交付に関する事務について、助成対象に補聴器の修理を加える。

条例別表第1の7の項及び別表第2の22の項の改正部分

【改正前】
補聴器を購入した難聴児の保護者に対する補聴器購入費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

↓

【改正後】
補聴器を購入し、又は修理した難聴児の保護者に対する補聴器購入費等助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

3 施行期日 公布の日

議案第41号

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(市民生活部市民課)

1 提案理由	移動端末設備を利用してコンビニエンスストアで印鑑登録証明書を取得することができるようにするもの
2 内容	<p>1 移動端末設備を利用して印鑑登録証明書を取得するための規定の整備</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により利用者証明用電子証明書の移動端末設備（スマートフォン）への搭載が可能となったことを踏まえ、移動端末設備を利用してコンビニエンスストアで印鑑登録証明書を取得することができるようにする。</p> <p>2 その他</p> <p>引用する法律において使用する用語が変更になったことによる規定の整理を行う。</p>
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none">・ 1 は、規則で定める日・ 2 は、公布の日

<p>議案第42号</p> <p>上尾市スポーツ健康都市推進会議条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉部健康増進課)</p>	
<p>1 提案理由</p>	<p>スポーツを通じて市民の健康及び体力の維持増進を図り、市民の健康で豊かな生活の形成を推進するため、附属機関として上尾市スポーツ健康都市推進会議を設置するもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>1 所掌事務</p> <p>推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) スポーツによる健康づくりに寄与する施策の策定に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げる施策の評価に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツによる健康づくりの推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 組織</p> <p>推進会議は、委員7人以内をもって組織する。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、2年とする。</p> <p>4 報酬</p> <p>(1) 委員長 日額 7,000円</p> <p>(2) 委員 日額 6,000円</p>
<p>3 施行期日</p>	<p>令和5年7月1日</p>

議案第43号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部市民税課)

1 提案理由	地方税法施行規則の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率を明記するもの
2 内容	道路交通法の一部改正により原動機付自転車のうち新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）について、軽自動車税の種別割の税率を2,000円と明記する。
3 施行期日	令和5年7月1日

議案第44号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (学校教育部学校保健課)

1 提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げるもの

2 内容

1 介護補償の額(月額)の引上げ

	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	最高限度額	最低保障額	最高限度額	最低保障額
改正前	<u>171,650 円</u>	<u>75,290 円</u>	<u>85,780 円</u>	<u>37,600 円</u>
改正後	<u>172,550 円</u>	<u>77,890 円</u>	<u>86,280 円</u>	<u>38,900 円</u>

2 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の引上げ

【学校医及び学校歯科医の補償基礎額】

経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
改正前	<u>6,245 円</u>	<u>8,003 円</u>	<u>9,608 円</u>	10,810 円	11,645 円	12,388 円
改正後	<u>6,340 円</u>	<u>8,085 円</u>	<u>9,640 円</u>	10,810 円	11,645 円	12,388 円

【学校薬剤師の補償基礎額】

経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
改正前	<u>5,263 円</u>	<u>6,240 円</u>	<u>6,900 円</u>	8,028 円	8,908 円	9,370 円
改正後	<u>5,340 円</u>	<u>6,310 円</u>	<u>6,925 円</u>	8,028 円	8,908 円	9,370 円

3 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)

議案第45号

上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例の制定について

(子ども未来部子ども家庭総合支援センター)

1 提案理由	全ての子ども・若者ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、子ども・若者ケアラーを早期に発見し、成長を支えるため継続して適切な支援を行うもの
2 内容	<p>1 目的</p> <p>子ども・若者ケアラーの支援に関し、市の責務及び保護者等の役割を明らかにするとともに、当該支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子ども・若者ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図り、もって社会全体で子ども・若者の成長を支えるための環境づくりに寄与する。</p> <p>2 基本理念</p> <p>子ども・若者ケアラーの支援は、市及び保護者等が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、子ども・若者ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。</p> <p>3 基本的な施策</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 子ども・若者ケアラーの支援に関する広報及び啓発(2) 子ども・若者ケアラーの早期発見(3) 負担の軽減や教育の機会の確保を目的とした支援(4) 子ども・若者ケアラーに関する支援体制の整備(5) 施策の実施に必要な人材の確保及び育成(6) 施策の推進に必要な財政上の措置
3 施行期日	令和5年7月1日

議案第46号

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

(都市整備部みどり公園課)

<p>1 提案理由</p>	<p>都市公園の利用の促進及びサービスの向上を図るため、上平公園野球場及び庭球場の利用期間並びに戸崎公園パークゴルフ場の利用単位を変更するもの</p>									
<p>2 内容</p>	<p>1 上平公園野球場及び庭球場の利用期間の延長 上平公園野球場及び庭球場について、利用に供さない期間の短縮により利用期間を延長する。</p> <table border="1" data-bbox="432 763 1463 1133"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td><u>12月1日から</u> <u>3月末日まで</u></td> <td><u>12月16日から</u> <u>3月20日まで</u></td> </tr> <tr> <td>庭球場 (午後7時を超える利用の場合)</td> <td>12月1日から <u>3月末日まで</u></td> <td>12月1日から <u>2月末日まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 戸崎公園パークゴルフ場の利用単位の変更 戸崎公園パークゴルフ場の利用単位を18ホール1ラウンドから18ホール2ラウンドに変更する。</p> <p>3 その他 公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料の規定を整備する。</p>	施設	改正前	改正後	野球場	<u>12月1日から</u> <u>3月末日まで</u>	<u>12月16日から</u> <u>3月20日まで</u>	庭球場 (午後7時を超える利用の場合)	12月1日から <u>3月末日まで</u>	12月1日から <u>2月末日まで</u>
施設	改正前	改正後								
野球場	<u>12月1日から</u> <u>3月末日まで</u>	<u>12月16日から</u> <u>3月20日まで</u>								
庭球場 (午後7時を超える利用の場合)	12月1日から <u>3月末日まで</u>	12月1日から <u>2月末日まで</u>								
<p>3 施行期日</p>	<p>令和5年10月1日</p>									

議案第47号

工事請負契約の締結について

(環境経済部環境政策課)

<p>1 提案理由</p>	<p>上尾伊奈斎場つつじ苑外壁・屋根改修工事に関する工事請負契約を締結するもの</p>																
<p>2 内容</p>	<p>上尾伊奈斎場つつじ苑の外壁及び屋根が経年劣化していることから、外壁の補修や屋上の防水等必要な措置を講ずるもの</p> <p>1 契約の目的 上尾伊奈斎場つつじ苑外壁・屋根改修工事</p> <p>2 契約の方法 条件付一般競争入札</p> <p>3 契約の金額 242,272,800円</p> <p>4 契約の相手方 上尾市小泉七丁目30番地30 守屋八潮建設株式会社上尾支店</p> <p style="text-align: center;">入札記録</p> <p>入札日時 令和5年4月28日(金)午前8時40分</p> <table border="1" data-bbox="391 1503 1425 1753"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>守屋八潮建設株式会社上尾支店</td> <td>220,248,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>株式会社島村工業上尾支店</td> <td>234,800,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>千代本興業株式会社</td> <td>240,000,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p>	入札業者		入札額(円)	摘要	1	守屋八潮建設株式会社上尾支店	220,248,000	落札	2	株式会社島村工業上尾支店	234,800,000		3	千代本興業株式会社	240,000,000	
入札業者		入札額(円)	摘要														
1	守屋八潮建設株式会社上尾支店	220,248,000	落札														
2	株式会社島村工業上尾支店	234,800,000															
3	千代本興業株式会社	240,000,000															

議案第48号

財産の取得について

(消防本部警防課)

1 提案理由

消防ポンプ自動車を取得するもの

2 内容

火災現場における消火活動に充てるため、消防ポンプ自動車を更新して取得するもの

- 1 自動車の数量 消防ポンプ自動車 1台
- 2 取得の方法 条件付一般競争入札
- 3 取得価格 26,378,000円
- 4 契約の相手方 東京都八王子市中野上町二丁目31番1号
日本機械工業株式会社本社営業部

入札記録

入札日時 令和5年4月21日(金)午後1時10分

入札業者		入札額(円)	摘要
1	日本機械工業株式会社本社営業部	23,980,000	落札
2	長野ポンプ株式会社東京営業所	24,080,000	
3	株式会社野口ポンプ製作所	24,100,000	
4	ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所	24,150,000	
5	株式会社モリタ東京支店	24,220,000	

※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。

議案第49号

財産の取得について

(消防本部警防課)

<p>1 提案理由</p>	<p>救助工作車を取得するもの</p>																				
<p>2 内容</p>	<p>救助現場における救助活動に充てるため、救助工作車を更新して取得するもの</p> <p>1 自動車の数量 救助工作車 1台</p> <p>2 取得の方法 条件付一般競争入札</p> <p>3 取得価格 200,200,000円</p> <p>4 契約の相手方 さいたま市南区辻4丁目18番10号 埼玉消防機械株式会社中央支店</p> <p style="text-align: center;">入札記録</p> <p>入札日時 令和5年4月21日(金)午後1時30分</p> <table border="1" data-bbox="391 1350 1422 1662"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>埼玉消防機械株式会社中央支店</td> <td>182,000,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>日本機械工業株式会社本社営業部</td> <td>182,500,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>帝商株式会社埼玉営業所</td> <td>182,500,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>長野ポンプ株式会社東京営業所</td> <td>182,500,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p>	入札業者		入札額(円)	摘要	1	埼玉消防機械株式会社中央支店	182,000,000	落札	2	日本機械工業株式会社本社営業部	182,500,000		3	帝商株式会社埼玉営業所	182,500,000		4	長野ポンプ株式会社東京営業所	182,500,000	
入札業者		入札額(円)	摘要																		
1	埼玉消防機械株式会社中央支店	182,000,000	落札																		
2	日本機械工業株式会社本社営業部	182,500,000																			
3	帝商株式会社埼玉営業所	182,500,000																			
4	長野ポンプ株式会社東京営業所	182,500,000																			

議案第50号

財産の取得について

(消防本部警防課)

1 提案理由

高規格救急自動車を取得するもの

2 内容

救急現場における高度な救急救命活動に充てるため、高規格救急自動車を更新して取得するもの

- 1 自動車の数量 高規格救急自動車 3台
- 2 取得の方法 条件付一般競争入札
- 3 取得価格 128,007,000円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区外神田五丁目5番11号 小西ビル1階
長野ポンプ株式会社東京営業所

入札記録

入札日時 令和5年5月23日(火) 午前11時15分

入札業者		入札額(円)	摘要
1	長野ポンプ株式会社東京営業所	116,370,000	落札
2	日本機械工業株式会社本社営業部	116,531,900	

※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。

議案第 5 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部市民税課・資産税課)

1 提案理由	地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p>1 個人の市民税</p> <p>次に掲げる所得に係る市民税の課税の特例について、それぞれ適用期限を 3 年延長する。</p> <p>(1) 肉用牛の売却による事業所得</p> <p>(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得</p> <p>2 固定資産税及び都市計画税</p> <p>地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、次のとおり措置を講ずる。</p> <p>(1) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額から 3 分の 1 減額する特例を新設する。</p> <p>(2) 生産性向上の先端設備に係る特例を廃止する。</p> <p>(3) 市民緑地、サービス付き高齢者向け住宅等に係る特例の対象となる資産の取得等の期間を延長する。</p> <p>3 軽自動車税</p> <p>種別割のグリーン化特例の適用期限を 3 年延長する。</p>
3 施行期日	令和 5 年 4 月 1 日

議案第 5 2 号

専決処分の承認を求めることについて

(市民生活部保険年金課)

<p>1 提案理由</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 1 3 2 号）が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの</p>								
<p>2 内容</p>	<p>5 割減額及び 2 割減額の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額をそれぞれ 2 9 万円（改正前 2 8 万 5, 0 0 0 円）及び 5 3 万 5, 0 0 0 円（改正前 5 2 万円）に引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="469 1016 1434 1572"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 1016 683 1077">減額割合</th> <th data-bbox="683 1016 1434 1077">前年中の所得金額の合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 1077 683 1202">7 割</td> <td data-bbox="683 1077 1434 1202">4 3 万円 + 1 0 万円 × (給与所得者数 - 1) 以下 ※変更なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1202 683 1391">5 割</td> <td data-bbox="683 1202 1434 1391">4 3 万円 + (<u>2 9 万円</u> × (被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) + 1 0 万円 × (給与所得者数 - 1)) 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1391 683 1572">2 割</td> <td data-bbox="683 1391 1434 1572">4 3 万円 + (<u>5 3 万 5, 0 0 0 円</u> × (被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) + 1 0 万円 × (給与所得者数 - 1)) 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 世帯主及び世帯に属する被保険者の前年中の所得金額の合計額がこの表の算式により計算した額（軽減判定所得の基準額）以下である場合は、国民健康保険税の均等割額がこの表の区分により減額される。</p>	減額割合	前年中の所得金額の合計額	7 割	4 3 万円 + 1 0 万円 × (給与所得者数 - 1) 以下 ※変更なし	5 割	4 3 万円 + (<u>2 9 万円</u> × (被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) + 1 0 万円 × (給与所得者数 - 1)) 以下	2 割	4 3 万円 + (<u>5 3 万 5, 0 0 0 円</u> × (被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) + 1 0 万円 × (給与所得者数 - 1)) 以下
減額割合	前年中の所得金額の合計額								
7 割	4 3 万円 + 1 0 万円 × (給与所得者数 - 1) 以下 ※変更なし								
5 割	4 3 万円 + (<u>2 9 万円</u> × (被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) + 1 0 万円 × (給与所得者数 - 1)) 以下								
2 割	4 3 万円 + (<u>5 3 万 5, 0 0 0 円</u> × (被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) + 1 0 万円 × (給与所得者数 - 1)) 以下								
<p>3 施行期日</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日</p>								

議案第53号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部財政課)

1 提案理由	国のマイナポイント第2弾の申込期限が延長されたことに伴い、本市におけるマイナポイント予約・申込支援事業を継続して実施するため、その経費を計上した令和5年度上尾市一般会計補正予算(第1号)を緊急に編成する必要が生じ、令和5年4月12日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p>【歳入】</p> <p>15款 国庫支出金</p> <p>2項 国庫補助金 13,341千円</p> <p>【歳出】</p> <p>2款 総務費</p> <p>1項 総務管理費 13,341千円</p> <p>【補正予算の主な概要】</p> <p>マイナポイント予約・申込支援事業の継続実施</p> <p>国のマイナポイント第2弾の申込期限が延長されたことに伴い、本市におけるマイナポイント予約・申込支援事業を継続して実施するため、追加で予算措置を講ずる。</p>

<p>議案第 5 4 号</p> <p>専決処分の承認を求めることについて</p> <p style="text-align: right;">(行政経営部財政課)</p>	
<p>1 提案理由</p>	<p>物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給するため、その経費を計上した令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 5 年 4 月 2 0 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>【歳入】</p> <p>1 5 款 国庫支出金</p> <p style="padding-left: 2em;">2 項 国庫補助金 2 7 0 , 8 0 3 千円</p> <p>【歳出】</p> <p>2 款 総務費</p> <p style="padding-left: 2em;">1 項 総務管理費 5 1 1 千円</p> <p>3 款 民生費</p> <p style="padding-left: 2em;">2 項 児童福祉費 2 7 0 , 2 9 2 千円</p> <p>【補正予算の主な概要】</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金の支給</p> <p>低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、対象児童 1 人当たり 5 万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p>

